

認可後の地縁団体について

1 各種証明書の発行

認可地縁団体の証明書

認可地縁団体証明書は、誰でも請求することができます。申請者個人の印鑑を持参の上、総務課 庶務人事係に請求してください。なお、手数料は1通につき 300 円です。

印鑑登録証明書

証明書の申請は、**団体の代表者(区長)のみ**となります。

代表者(区長)の実印、登録した団体の印鑑を持参してください。なお、手数料は 1 通につき 300 円です。

※印鑑登録をしていない団体は、印鑑登録が必要です。(登録後すぐに証明書の発行が可能です。)

2 規約や告示された事項に変更があった場合

認可を受けた後、規約や告示された事項を変更した場合は、**速やかに**それぞれ手続きが必要です。町長の変更認可・告示がないと、規約内容や変更された事項は変更したことにならず、効力がないため第三者に対抗できません。告示された事項は次のとおりです。

①名称 ②規約に定める目的 ③区域 ④事務所 ⑤代表者の氏名及び住所

※規約を変更した場合は、書類審査の上、規約変更の認可・不認可を文書で通知します。

必要書類:規約変更届、新規約(新旧対照表)、総会等の議事録の写し

※改選等により代表者の住所・氏名等が変更となった場合は告示事項変更届が必要です。

なお、通常の年末改選に伴う代表者変更の届けは、**12月上旬の最終区長会の際に手続きをします。(関係書類の提出)**

3 財産目録の作成

認可時及び毎年度終了後、財産目録を作成し、常に事務所に備え置いてください。

4 構成員名簿の作成

構成員名簿を作成し、常に事務所に備え置いてください。構成員の変更については、町への報告は必要ありませんが、団体で名簿の変更を行ってください。

5 課税関係について

認可地縁団体は、法人とみなされ、収益事業に対して法人町・県民税(県税・町税)及び事業所得税(国税)の課税対象とされる場合があります。

詳しくは、県税:南信県税事務所諏訪事務所、町税:富士見町財務課町民税係、国税:諏訪税務署にお問い合わせください。

認可地縁団体は、自らの名義で不動産(土地・家屋)所有権の登記ができます。その際には登録免許税が課税されます。

総務課庶務人事係 (担当:春山)

TEL 0266 (62) 9322 FAX 0266 (62) 4481

E-mail:syomujinji@town.fujimi.lg.jp